

## 野田市地域密着型サービス施設の整備事業者に関する質疑回答書

### 【質問①】

施設は当初6か月間を賃貸し、令和7年11月に売買契約へ移行予定です。応募書類は「賃貸」として提出し、売買契約締結後に所有権移転関係書類を追加提出する方法で問題ないでしょうか。

### 【回答①】

応募時は土地と建物の賃貸借契約書と売買契約移行予定を証明する書類（覚書や内諾等）を両代表の実印を押印の上、印鑑登録証明書と一緒に提出してください。正式に売買契約を締結した後、直ちに売買契約書の写し及び登記簿謄本を追加で提出してください。

### 【質問②】

上記移行に伴い、第一次審査時点で求められる「土地の登記簿謄本」「地上権・賃借権設定の登記」等では、オーナー様名義となります。そちらは問題ないでしょうか。売買後の再提出期限はいつかご教授ください。

### 【回答②】

第一次審査時点で必要となる不動産登記に係る関係書類は提出時点での所有者名義で問題ありませんが、①の質問と同様に、売買契約移行予定を証明する書類（覚書や内諾書等）を両代表の実印を押印の上、印鑑登録証明書と一緒に提出してください。正式に売買契約を締結した後、直ちに売買契約書の写し及び登記簿謄本を追加で提出してください。

### 【質問③】

地域包括ケア推進・在宅医療連携の観点から、地元医療機関・訪問看護との連携協定書を一次審査時に提出する場合、加点や評価優位性はあるでしょうか。

### 【回答③】

募集要領6ページの「5 事業者選定の審査」に記載のとおりです。

### 【質問④】

融資内諾書について、金融機関と協議中の融資案件は「協議記録」添付で可

とあるが、金融機関発行日付は応募締切り前、何日以内であれば有効か教えてください。

**【回答④】**

融資内諾書について、書類提出締切り日までに取得が無理な場合、金融機関から融資を受けることが確認できる内容の協議記録を提出してください。金融機関発行日付は、応募締切り以前の概ね3か月以内が望ましいが、3か月を過ぎるようであれば別途協議してください。

**【質問⑤】**

募集要領・資料6に示された開所予定日（令和8年4月1日）に対し、それより早く開所することは可能でしょうか。

**【回答⑤】**

可能です。